

「エコポイント対象住宅証明書発行業務」のご案内

「住宅エコポイントの発行・交換の申請受付業務」のご案内

□ **住宅エコポイント制度**

平成 21 年 12 月 8 日に、国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、「住宅エコポイント制度」が創設されました。

このことにより、エコ住宅の新築、またはエコリフォームをされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得することができます。

財団法人岩手県建築住宅センターでは、登録住宅性能評価機関として、新築住宅に関する「エコポイント対象住宅証明書発行業務」を、財団法人住宅保証機構の事務機関として「住宅エコポイントの発行・交換の申請受付業務」を行っております。

□ **エコポイント対象住宅証明書発行業務（新築）**

1 **業務内容**

エコポイント対象住宅判定基準に適合していることを審査し、適合していることを証明する「エコポイント対象住宅証明書」を発行する業務です。

エコポイント対象住宅判定基準

- (1) 省エネ基準（木造住宅に適用）
- (2) 住宅事業建築主基準（一戸建ての住宅に適用）
- (3) エコポイント対象住宅基準（共同住宅等に適用）

住宅性能評価、長期優良住宅、フラット 35S 等により、省エネルギー対策等級 4 の取得によって、既にエコポイント対象住宅判定基準に適合されていることが証明されている場合は、改めて「エコポイント対象住宅証明書」の発行を受ける必要はありません。

2 **基準等**

財団法人岩手県建築住宅センターエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領
（別紙）

3 **業務区域**

住宅の所在地が岩手県内であること

4 **業務範囲**

一戸建ての住宅及び共同住宅等の新築住宅

5 **審査手数料**

「財団法人岩手県建築住宅センターエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領」
IV—1 「証明業務手数料」による。

6 **審査に必要な提出書類**

「財団法人岩手県建築住宅センターエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領」

Ⅲ-1-1)-③による。

7 書式ダウンロード

関係書式のダウンロード (別紙)

□ 住宅エコポイントの発行・交換の申請受付業務

ポイントの発行・交換を申請する方は、「住宅エコポイント発行・交換申請書」に必要な事項を記入して提出して下さい。添付書類については、「国土交通省住宅版エコポイント制度概要」をご覧ください。

□ 申請手続き

証明依頼・申請手続きフロー [イメージ] (別紙)

※ 「財団法人岩手県建築住宅センターエコポイント対象住宅証明書の発行業務要領」が改定されております。(施行日：平成 22 年 9 月 1 日)

主な改正点・ 要領本文の文言の一部改正、追加、

- ・ 様式の追加 (別記様式 1-2 号、1-3 号)
- ・ 設計内容説明書 (参考書式) の改定
- ・ 設計内容説明書/記載例 (参考書式) の改定
- ・ 依頼書別紙/共同住宅等 (参考書式) の追加
- ・ 委任状 (参考書式) の追加